

## 発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2019年9月30日
- 【発行者の名称】 株式会社イー・カムトゥルー  
(E-COMETRUE Inc.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 正巳
- 【本店の所在の場所】 札幌市中央区南一条東一丁目3番地
- 【電話番号】 011-271-4761
- 【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 若山 尚文
- 【担当J-Adviserの名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp>
- 【電話番号】 03-3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market  
なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
名称:株式会社証券保管振替機構  
住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社イー・カムトゥルー  
<https://www.e-cometrue.com>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
  - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
  - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指

導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第18期中	第19期中	第20期中	第18期	第19期
会計期間	自 2017年 1月1日 至 2017年 6月30日	自 2018年 1月1日 至 2018年 6月30日	自 2019年 1月1日 至 2019年 6月30日	自 2017年 1月1日 至 2017年 12月31日	自 2018年 1月1日 至 2018年 12月31日
売上高 (千円)	152,652	192,311	169,374	335,427	416,390
経常利益又は経常損失(△) (千円)	7,097	△18,908	△7,568	17,512	△21,057
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益又は 親会社株主に帰属する中間 (当期)純損失(△) (千円)	6,223	△19,288	△7,948	15,085	△32,397
中間包括利益又は包括利益 (千円)	6,223	△19,288	△7,948	15,085	△32,397
資本金 (千円)	165,940	165,940	165,940	165,940	165,940
発行済株式総数 (株)	722,600	722,600	722,600	722,600	722,600
純資産額 (千円)	76,868	66,442	45,384	85,730	53,333
総資産額 (千円)	200,998	271,875	283,957	240,770	312,577
1株当たり純資産額 (円)	106.38	91.95	62.81	118.64	73.81
1株当たり配当額(うち1株 当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利 益金額又は1株当たり中間 (当期)純損失金額(△) (円)	8.61	△26.69	△11.00	20.88	△44.83
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額 (円)	8.03	—	—	19.46	—
自己資本比率 (%)	38.2	24.4	16.0	35.6	17.1
自己資本利益率 (%)	8.4	—	—	19.3	—
株価収益率 (倍)	41.8	—	—	17.2	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	20,243	△73,470	△1,928	40,730	△18,482
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△15,289	△15,494	△29,012	△35,199	△71,348
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△8,040	99,625	△7,002	△16,080	125,623
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	28,323	31,521	18,710	20,860	56,653
従業員数 (人)	20	24	23	19	29

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 第19期中間連結会計期間及び第20期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間純損失金額であるため記載しておりません。また、第19期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
4. 第19期中間連結会計期間及び第20期中間連結会計期間の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。また、第19期連結会計年度の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 第19期中間連結会計期間及び第20期中間連結会計期間の株価収益率については、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。また、第19期連結会計年度の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であります。
7. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規程に基づき、第18期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）及び第19期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の連結財務諸表について監査法人元和の監査を受けております。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき第18期中間連結会計期間（2017年1月1日から2017年6月30日まで）及び第19期中間連結会計期間（2018年1月1日から2018年6月30日まで）の中間連結財務諸表について監査法人元和の中間監査を受けております。第20期中間連結会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の中間連結財務諸表について監査法人ナカチの中間監査を受けております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、連結子会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

2019年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
SaaS型店舗管理システム事業	13
その他事業	8
全社（共通）	2
合計	23

（注）1．従業員数は、就業人員であります。

2．全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### （2）提出会社の状況

2019年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
23	41.3	6.5	4,251

セグメントの名称	従業員数（人）
SaaS型店舗管理システム事業	13
その他事業	8
全社（共通）	2
合計	23

（注）1．従業員数は、就業人員であります。

2．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3．全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### （3）労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、輸出や生産の弱さが続いているものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり穏やかな回復基調で推移しました。一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響など、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが営業を営む国内クラウドサービス市場では、クラウドの持つコストメリットやスピードメリットを背景に、社内の既存システムのクラウド移行が加速する結果、2018年度の国内クラウドサービス市場は、2017年度の1兆6,490億円に比べ18%増加し1兆9,422億円となりました。今後、2023年度には4兆4,754億円規模まで市場が拡大すると予測されております（「2019年度国内クラウドサービス需要動向調査～2018年度の国内クラウド市場は2兆円に迫る」株式会社MM総研2019年6月11日公表による。）。

このような環境のなか、当社グループでは低額な投資で導入可能なタブレットPOSレジシステム及び勤怠管理サービス等を提供するSaaS型店舗管理システム事業、その他事業としてチェーン店向け内装工事事業、LED販売を通じたエコ事業、労働者派遣事業、FC本部立ち上げ支援事業並びに連結子会社であるイーカム・ワークス株式会社にて、顧客企業の集客支援を行うマーケティング支援事業を展開してまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における業績は、売上高169,374千円（前年同期比11.9%減）、営業損失7,732千円（前年同期は営業損失17,057千円）、経常損失7,568千円（前年同期は経常損失18,908千円）、親会社株主に帰属する中間純損失7,948千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失19,288千円）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

##### ① SaaS型店舗管理システム事業

当社グループにおけるSaaS型店舗管理システム事業は平成2003年8月より多店舗展開を図る事業者向けに「Win-Board.biz」というサービス名称で、サービスを展開しております。店舗のPOSレジ・パソコン・バーコードリーダー等を利用し、出退勤情報・売上情報・受発注情報等の店舗システムで発生した各種情報データを当社データセンターで受信し、店舗運営本部のデータベースへと展開いたします。当社データセンターでは、勤怠管理・売上管理はもとより顧客管理や稟議決済を含めた22種類のシステムを稼働させており、店舗及び運営本部からインターネット経由で当社データセンターにアクセスすることにより、これらシステムを利用することができる仕組みとなっております。

当中間連結会計期間のSaaS型店舗管理システム事業の売上は101,017千円（前年同期比10.4%減）、セグメント利益は38,283千円（同17.1%増）となりました。

##### ② その他事業

当社グループでは、チェーン店向け内装工事事業、LED販売を通じたエコ事業、当社の取引先企業に対し主にシステムエンジニアの派遣を行う労働者派遣事業及びFC本部立ち上げ支援事業並びに連結子会社であるイーカム・ワークス株式会社が顧客企業店舗への集客支援を行うマーケティング支援事業を展開しております。

当中間連結会計期間のその他事業の売上は68,357千円（同14.1%減）、セグメント損失は13,155千円（前年同期は18,718千円の損失）となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は18,710千円となり、前連結会計年度末に比べ37,943千円の減少となりました。

当中間連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は1,928千円（前年同期は73,470千円の使用）となりました。これは主として、売上債権の減少52,237千円があった一方、前渡金の増加49,680千円、税金等調整前中間純損失7,568千円により、資金が流出したことなどによるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は29,012千円（前年同期は15,494千円の使用）となりました。これは、無形固定資産の取得による支出27,695千円によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は7,002千円（前年同期は99,625千円の獲得）となりました。これは、長期借入金の返済による支出7,002千円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
SaaS型店舗管理システム事業	7,121	29.8	4,960	45.1
その他事業	—	—	—	—
合計	7,121	7.7	4,960	45.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	前年同期比 (%)
SaaS型店舗管理システム事業 (千円)	101,017	89.6
その他事業 (千円)	68,357	85.9
合計 (千円)	169,374	88.1

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
イーライン株式会社	—	—	29,028	17.1
株式会社丸千代山岡家	20,732	10.8	26,644	15.7
株式会社LEOC	13,169	6.8	17,353	10.2
ミニストップ日田本庄店・日田光岡店	21,200	11.0	—	—

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。



### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

#### 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を 2013 年 10 月 7 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、2013 年 12 月 25 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### (1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### (2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

##### (3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法

律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合((3) b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分

割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### （1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、中間決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定の設定を行っております。当該見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる各種の要因に関して仮定設定、情報収集を行い、見積金額を算出しておりますが、実際の結果は見積り自体に不確実性があるために、これら見積りと異なる場合があります。

### （2）当中間連結会計期間の財政状態の分析

当中間連結会計期間末における資産総額は、前連結会計年度末に比し28,619千円減少し283,957千円となりました。

流動資産は前連結会計年度末に比し43,753千円減少し131,176千円となりました。

主な要因は、前渡金が49,680千円増加した一方、売掛金が52,237千円、現金及び預金が37,362千円減少したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末に比し15,133千円増加し152,781千円となりました。

主な要因は、ソフトウェア仮勘定が71,705千円減少した一方、ソフトウェアが86,975千円増加したことによるものであります。

当中間連結会計期間末における負債総額は、前連結会計年度末に比し20,670千円減少し238,573千円となりました。

流動負債は前連結会計年度末に比し13,168千円減少し56,082千円となりました。

主な要因は、買掛金が7,163千円、未払金が7,038千円減少したことによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比し7,502千円減少し182,491千円となりました。

これは、長期借入金7,502千円減少したことによるものであります。

当中間連結会計期間末における純資産は前連結会計年度末に比し7,948千円減少し45,384千円となりました。

これは、当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純損失の計上により利益剰余金が7,948千円減少したことによるものであります。

### （3）当中間連結会計期間の経営成績の分析

当中間連結会計期間における経営成績の概要については、「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

### （4）キャッシュ・フローの状況の分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フロー」をご参照ください。

#### 第4【設備の状況】

##### 1【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

提出会社

2019年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数(人)
			建物 附属設備	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社事務所 (札幌市中央区)	SaaS型店舗管理 システム事業	SaaS型店 舗管理シ ステム等	454	970	136,935	138,360	23

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当中間連結会計期間のソフトウェア設備（Win-board V8、次世代勤怠開発フェーズ3）の新設は、102,762千円であります。

##### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計期間末現在発行数 (株) (2019年 6月30日)	公表日現在 発行数 (株) (2019年 9月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	1,277,400	722,600	722,600	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式 数 100株
計	2,000,000	1,277,400	722,600	722,600	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成26年2月3日取締役会決議

区分	中間連結会計期間末現在 (2019年6月30日)	公表日の前月末現在 (2019年8月31日)
新株予約権の数(個)	2,650(注)1	2,650(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	265,000(注)2、4	265,000(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注)3、4	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年4月20日 至 2024年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300(注)4 資本組入額 150(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。 ただし、割当て後に当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合には、取締役会の決議で認める者に限り、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を失った日の翌日から1年以内(ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない範囲)においてはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって当社は次の算式により付与株式数を調整する。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない付与株式数についてのみ行われる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。





(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年1月1日～ 2019年6月30日	—	722,600	—	165,940	—	80,240

(6) 【大株主の状況】

2019年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社E G S (注) 1	東京都中央区八丁堀3丁目13-1	195,300	27.03
ジェイウイング・キャピタル株式会社	東京都千代田区神田須田町1丁目8-3	100,000	13.84
浅田一憲	札幌市清田区	75,000	10.38
株式会社エフティグループ	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6	50,000	6.92
株式会社フロント・プラス	東京都千代田区神田須田町1丁目8-3	50,000	6.92
石井友二	東京都杉並区	35,000	4.84
株式会社九千代山岡家	札幌市東区東雁来七条1丁目4-32	28,000	3.87
池田俊道	東京都北区	20,000	2.77
小野寺裕司	東京都目黒区	16,000	2.21
大場淑郎	東京都千代田区	15,000	2.08
計	—	584,300	80.86

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長が取締役を兼務する会社)

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 722,600	7,226	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	722,600	—	—
総株主の議決権	—	7,226	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【株価の推移】

### 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2019年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	—	—	—	360
最低(円)	—	—	—	—	—	360

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2. 2019年1月から5月については、売買実績がありません。

## 3【役員の状態】

前連結会計年度の発行者情報の提出後、当中間連結会計期間に係る発行者情報提出日までの役員の変動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人ナカチによる中間監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当中間連結会計期間 (2019年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	61,233	23,871
売掛金	105,514	53,277
仕掛品	2,519	2,774
前渡金	—	49,680
その他	9,006	5,443
貸倒引当金	△3,345	△3,869
流動資産合計	174,929	131,176
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	815	815
減価償却累計額	△343	△360
建物附属設備（純額）	471	454
工具、器具及び備品	5,789	6,507
減価償却累計額	△5,243	△5,536
工具、器具及び備品（純額）	546	970
有形固定資産合計	1,017	1,425
無形固定資産		
ソフトウェア	49,959	136,935
ソフトウェア仮勘定	71,705	—
その他	46	46
無形固定資産合計	121,712	136,981

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当中間連結会計期間 (2019年6月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	5,100	5,100
敷金及び保証金	6,155	6,187
その他	3,777	3,202
貸倒引当金	△115	△115
投資その他の資産合計	14,917	14,373
固定資産合計	137,647	152,781
資産合計	312,577	283,957

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当中間連結会計期間 (2019年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	27,132	19,969
1年内返済予定の長期借入金	14,004	14,504
未払金	14,555	7,516
未払法人税等	1,423	1,345
その他	12,135	12,747
流動負債合計	69,251	56,082
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	89,993	82,491
固定負債合計	189,993	182,491
負債合計	259,244	238,573
純資産の部		
株主資本		
資本金	165,940	165,940
資本剰余金	80,240	80,240
利益剰余金	△192,846	△200,795
株主資本合計	53,333	45,384
純資産合計	53,333	45,384
負債純資産合計	312,577	283,957



②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年 1月 1日 至 2018年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月 30日)
売上高	192,311	169,374
売上原価	139,982	108,597
売上総利益	52,329	60,777
販売費及び一般管理費	※ 69,386	※ 68,509
営業損失(△)	△17,057	△7,732
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	0
受取家賃	401	296
手数料収入	332	1,280
貸倒引当金戻入益	942	942
その他	122	103
営業外収益合計	1,799	2,622
営業外費用		
支払利息	1,765	2,458
社債発行費	1,709	—
その他	174	—
営業外費用合計	3,649	2,458
経常損失(△)	△18,908	△7,568
税金等調整前中間純損失(△)	△18,908	△7,568
法人税、住民税及び事業税	380	380
法人税等合計	380	380
中間純損失(△)	△19,228	△7,948
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△19,228	△7,948

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年 1月 1日 至 2018年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月 30日)
中間純損失(△)	△19,288	△7,948
中間包括利益	△19,288	△7,948
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△19,288	△7,948

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	165,940	80,240	△160,449	85,730
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△19,288	△19,288
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				—
当中間期変動額合計	—	—	△19,288	△19,288
当中間期末残高	165,940	80,240	△179,737	66,442

	純資産合計
当期首残高	85,730
当中間期変動額	
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△19,288
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—
当中間期変動額合計	△19,288
当中間期末残高	66,442

当中間連結会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	165,940	80,240	△192,846	53,333
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△7,948	△7,948
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				—
当中間期変動額合計	—	—	△7,948	△7,948
当中間期末残高	165,940	80,240	△200,795	45,384

	純資産合計
当期首残高	53,333
当中間期変動額	
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△7,948
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—
当中間期変動額合計	△7,948
当中間期末残高	45,384

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年 1月 1日 至 2018年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月 30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純損失(△)	△18,908	△7,568
減価償却費	17,827	11,534
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△948	524
受取利息及び受取配当金	△0	△0
支払利息	1,765	2,458
売上債権の増減額(△は増加)	△15,193	52,237
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,629	△250
前渡金の増減額(△は増加)	—	△49,680
仕入債務の増減額(△は減少)	△46,939	△7,163
その他	△2,313	△1,538
小計	△66,339	553
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	△5,855	△1,883
法人税等の支払額	△1,275	△600
営業活動によるキャッシュ・フロー	△73,470	△1,928
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△581
有形固定資産の取得による支出	△382	△717
無形固定資産の取得による支出	△15,848	△27,695
短期貸付金の回収による収入	942	13
その他	△205	△31
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,494	△29,012

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年 1月 1日 至 2018年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月 30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△57,476	—
長期借入による収入	58,811	—
長期借入の返済による支出	—	△7,002
社債の発行による収入	98,290	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	99,625	△7,002
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,660	△37,943
現金及び現金同等物の期首残高	20,860	56,653
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 31,521	※ 18,710

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

イーカム・ワークス株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用に用いるソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社グループは、債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「手数料収入」は、金額的な重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において「営業外収益」の「その他」に表示しておりました455千円は、「手数料収入」332千円及び「その他」122千円として組替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)
給与手当	15,005 千円	19,509 千円
役員報酬	11,690	13,260
法定福利費	2,729	4,231
旅費交通費	6,244	5,466
支払手数料	15,293	7,171
広告宣伝費	1,777	342
地代家賃	3,078	3,603
支払報酬	3,633	3,684
貸倒引当金繰入額	△6	1,466



(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	722,600	-	-	722,600
合 計	722,600	-	-	722,600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	722,600	-	-	722,600
合 計	722,600	-	-	722,600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年 1月 1日 至 2018年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月 30日)
現金及び預金	31,521 千円	23,871 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△5,161
現金及び現金同等物	31,521 千円	18,710 千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

前連結会計年度（2018年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	61,233	61,233	—
(2) 売掛金 貸倒引当金(※)	105,514 △1,590		
	103,924	103,924	—
資産計	165,158	165,158	—
(1) 買掛金	27,132	27,132	—
(2) 未払金	14,555	14,555	—
(3) 未払法人税等	1,423	1,423	—
(4) 社債	100,000	100,064	64
(5) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金含む）	103,997	105,520	1,523
負債計	247,108	248,696	1,587

当中間連結会計期間（2019年6月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	23,871	23,871	—
(2) 売掛金 貸倒引当金(※)	53,277 △3,057		
	50,220	50,220	—
資産計	74,091	74,091	—
(1) 買掛金	19,969	19,969	—
(2) 未払金	7,516	7,516	—
(3) 未払法人税等	1,345	1,345	—
(4) 社債	100,000	100,064	64
(5) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金含む）	96,995	98,305	1,310
負債計	225,826	227,200	1,374

(※) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、長期借入金の一部については変動金利であり、上表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当中間連結会計期間 (2019年6月30日)
投資有価証券	5,100	5,100
敷金及び保証金	6,155	6,187
出資金	20	20

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2019年12月31日)

その他有価証券

非上場株式(連結貸借対照表計上額5,100千円)及び出資金(連結貸借対照表計上額20千円)を保有しておりますが、これらは市場価格がなく、時価を注記することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

当中間連結会計期間(2019年6月30日)

その他有価証券

非上場株式(中間連結貸借対照表計上額5,100千円)及び出資金(中間連結貸借対照表計上額20千円)を保有しておりますが、これらは市場価格がなく、時価を注記することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等の予定もないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「SaaS型店舗管理システム事業」及び「その他事業」の2つを報告セグメントとしております。

「SaaS型店舗管理システム事業」では、インターネット通信インフラを利用した売上管理、勤怠管理及び22種類のグループウェアの各システムの提供と、企業の情報システム開発部門が行っているシステムメンテナンス及び運用サポート業務等のアウトソーシング業務を組み合わせたSaaS型店舗管理システムとして「Win-Board.biz」の名称でサービスの提供を行っております。

「その他事業」では、チェーン店向け内装工事事業、LED販売を通じたエコ事業、当社の取引先企業に対し主にシステムエンジニアの派遣を行う労働者派遣事業、FC本部立ち上げ支援事業並びに連結子会社であるイーカム・ワークス株式会社が顧客企業の集客支援を行うマーケティング支援事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、中間連結損益計算書の営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前中間連結会計期間（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2
	SaaS型店舗 管理システ ム 事 業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	112,744	79,567	192,311	—	192,311
セグメント間の内部売上高又 は振替高	—	1,400	1,400	△1,400	—
計	112,744	80,967	193,711	△1,400	192,311
セグメント利益又は損失 (△)	32,706	△18,718	13,988	△31,045	△17,057
セグメント資産	265,262	1,485	266,747	5,127	271,875
その他の項目					
減価償却費	17,499	195	17,695	32	17,727
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	16,014	216	16,231	—	16,231

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額は、事業セグメント間取引消去であります。
  - (2) セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - (3) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない管理部門等に係る全社資産であります。
  - (4) その他の項目のうち、減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。
2. セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2
	SaaS型店舗 管理システ ム 事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	101,017	68,357	169,374	—	169,374
セグメント間の内部売上高又 は振替高	—	—	—	—	—
計	101,017	68,357	169,374	—	169,374
セグメント利益又は損失 (△)	38,283	△13,155	25,127	△32,860	△7,732
セグメント資産	277,525	1,174	278,699	5,258	283,957
その他の項目					
減価償却費	11,249	230	11,479	54	11,537
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	27,933	331	28,264	149	28,413

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額は、事業セグメント間取引消去であります。
  - (2) セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - (3) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない管理部門等に係る全社資産であります。
  - (4) その他の項目のうち、減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。
2. セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
ミニストップ日田本庄店・日田光岡店	21,200	その他事業
株式会社丸千代山岡家	20,732	SaaS型店舗管理システム事業

II 当中間連結会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
イーライン株式会社	29,028	その他事業
株式会社丸千代山岡家	26,644	SaaS型店舗管理システム事業
株式会社LEOC	17,353	SaaS型店舗管理システム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。



【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	SaaS型店舗管理システム事業	その他事業	合計
当中間期償却額	—	100	100
当中間期末高	—	83	83

当中間連結会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年12月31日)	当中間連結会計期間 (2019年6月30日)
1株当たり純資産額 73.81円	1株当たり純資産額 62.81円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当中間連結会計期間 (2019年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	53,333	45,384
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	53,333	45,384
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	722,600	722,600

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2018年1月1日 至2018年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2019年1月1日 至2019年6月30日)
(1) 1株当たり中間純損失金額(△) (算定上の基礎)	△26円69銭	△11円00銭
親会社株主に帰属する中間純損失金額(△) (千円)	△19,288	△7,948
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失金額(△)(千円)	△19,288	△7,948
普通株式の期中平均株式数(株)	722,600	722,600
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (千円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 新株予約権(株)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 1種類(新株予約権の数2,650個) 新株予約権の概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権 1種類(新株予約権の数2,650個) 新株予約権の概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(注) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年9月30日

株式会社イー・カムトゥルー

取締役会 御中

監査法人 ナカチ

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 平田 卓 ㊞

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 高村 俊行 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イー・カムトゥルーの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2019年1月1日から2019年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イー・カムトゥルー及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2019年1月1日から2019年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### その他の事項

会社の2018年6月30日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2018年9月27日付けで無限定有用意見を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2019年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。